



# 植民地台湾における買売春の研究 一公娼制の確立 過程を中心に一

張, 曉旻

---

(Degree)

博士 (学術)

(Date of Degree)

2010-03-25

(Resource Type)

doctoral thesis

(Report Number)

甲4826

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/D1004826>

※ 当コンテンツは神戸大学の学術成果です。無断複製・不正使用等を禁じます。著作権法で認められている範囲内で、適切にご利用ください。



氏 名 張 曉旻  
博士の専攻分野の名称 博士（学術）  
学 位 記 番 号 博い第 4826 号  
学位授与の要件 学位規則第 5 条第 1 項該当  
学位授与の日付 平成 22 年 3 月 25 日

【 学位論文題目 】

植民地台湾における買売春の研究 ―公娼制の確立過程を中心に―

審 査 委 員

主 査 教 授 萩原 守  
准教授 宇野田 尚哉  
教 授 須崎 慎一  
一橋大学大学院社会学研究科准教授 洪 郁如

## 論文要旨

氏名：張 曉旻

専攻：文化相關専攻

指導教員氏名：宇野田 尚哉 教授

論文題名：植民地台湾における買売春の研究—公娼制の確立過程を中心に

本研究は、帝国日本による台湾植民地支配政策の一環として導入された台湾公娼制の確立過程を具体的に跡づけ、植民地支配下の台湾における買売春管理体制の実態と特質を実証的に明らかにすることを課題とする。そのような作業を通して、買売春管理という観点から帝国日本による台湾植民地支配の従来捉えられてこなかった側面に光をあてるのが、本研究の目的である。

本研究では、公娼制を支える3つの主要な法令である「貸座敷及娼妓取締規則」（登録制）・「娼妓検診及治療規則」（強制性病検診治療制）・「貸座敷区域指定」（集娼制）のそれぞれに注目して複数の側面から台湾公娼制の確立過程を跡づける作業を通して、植民地支配下の台湾における買売春管理体制の構築過程を明らかにした。

序章では、課題設定、先行研究の検討、史料及び方法の提示、論文構成の説明などを行い、本研究の全体像を提示した。第1章では、日本軍の台湾上陸から公娼制導入までの約1年間に支配当局が直面した〈性〉問題に焦点を絞って、植民地台湾における公娼制導入の経緯及びその背景について考察した。この第1章では台湾公娼制の前史を明らかにしたのに対し、第3章では、最初に公娼制が導入された1896年の台北県に注目し、同年中に台北県管内で発布された一連の売春関連営業取締法令を総体的に分析し、台湾公娼制導入の最初の局面を具体的に明らかにした。

また、台湾公娼制を支える3つの主要な法令である「貸座敷及娼妓取締規則」（登録制）・「娼妓検診及治療規則」（強制性病検診治療制）・「貸座敷区域指定」（集娼制）をそれぞれ第2章・第4章・第5章の課題として分析を行った。具体的にいうと、「登録制」を課題とする第2章では、「貸座敷及娼妓取締規則」の通時的変遷を詳細に検討するとともに、公娼制実施の空間的展開にも注意を払うことによって、台湾公娼制の確立過程を通時的観点・共時的観点の双方から明らかにした。そして、「強制性病検診治療制」を課題とする第4章では、売春と関わっていた女性（すなわち娼妓・芸妓酌婦・密売淫者）に対する性病検診治療制が構築されていった過程をそれぞれに跡づけ、公娼制を中核とする買売春管理体制の特質を多面的に分析した。最後に、「集娼制」を課題とする第5章では、植民地台湾における貸座敷区域の指定・移転要因を分析したうえで、台南本島人貸座敷区域を事

例として本島人社会の買売春が公娼制の政策対象になっていく過程をも考察した。

以上のような構成をとる本研究の実証的成果は、次の3点にまとめることができる。

1点目は、帝国日本による台湾植民地支配が始まった当初から、買売春管理体制の構築が緊要な課題であると認識されていたことを明らかにした点である。支配当局は、一刻も早く公娼制を導入しようとしただけでなく、密売淫者を公娼化し料理屋を貸座敷化して公娼制のもとに取り込もうとする方針を採って、不法的・周縁的存在をも最大限公娼制に取り込むかたちで買売春管理体制を構築しようとしたことを明らかにした。

2点目は、公娼制を中核とする植民地台湾の買売春管理体制は在内地人男性を性病から守り在内地人社会を定着・拡大させるために構築されたことを明らかにしたという点である。公娼制導入の経緯を踏まえるなら、台湾公娼制は、あくまでも在内地人男性による性暴力を抑止し彼らを性病から守るために導入されたことがわかる。そして、娼妓のほとんどが内地人女性であり、貸座敷区域の所在地は在内地人人口が相対的に多い地域であったことからわかるように、台湾公娼制は在内地人社会の買売春を主な管理対象として実施されていたのであり、その最も重要な目的は在内地人社会を性病感染から守ることであった。

3点目は、植民地台湾における買売春管理体制は、1920年代初頭に本島人社会の買売春の一部をも管理対象としていくかたちで再構築されたものの、それ以後も全体としてみると本島人社会の買売春を管理しようとする支配当局の姿勢は必ずしも積極的ではなかったことを明らかにしたという点である。台湾公娼制は、「貸座敷及娼妓取締規則標準」・「娼妓検診及治療規則標準」の通達により台湾全域で法制上統一化され、ほぼすべての貸座敷区域が指定され終わった1906年に法制面でも実態面でも確立したといえる。その後、台南本島人貸座敷区域の指定（1907年）、本島人私娼の酌婦化（1922年の台北州）、本島人が大多数を占めていた密売淫者に対する強制性病検診治療制の確立（1923年）など、植民地台湾における買売春管理体制は、とくに1920年代初頭に、管理対象を本島人社会の買売春にまで拡大するかたちで再構築されたといえるが、この1920年代初頭の動向もあくまでも限定的なものにすぎなかったことを明らかにした。

本研究は、以上のような実証的成果を通して、帝国日本が最初の植民地である台湾を領有し、そこに内地人を送り込み、在内地人社会を定着・拡大させて、支配体制を構築していくうえで、〈性〉問題への対処がいかに根本的な重要性を持っていたかということを示すとともに、植民地公娼制の研究が日本内地の公娼制やのちの「慰安婦」制度を視野におさめた歴史的展望を持つうえでいかに重要な研究課題であるかを示した。

論文審査の結果の要旨

氏名	張 曉 旻		
論文題目	植民地台湾における買売春の研究 —公娼制の確立過程を中心に—		
判定	合 格 ・ 不 合 格		
審査委員	区分	職名	氏名
	主査	教授	萩原 守
	副査	教授	須崎 慎一
	副査	准教授	宇野田 尚哉
	副査	一橋大学大学院 社会学研究科 准教授	洪 郁如
	副査		印
要 旨			
<p>本論文は、帝国日本による台湾植民地支配に、公娼制を中核とする買売春管理体制の構築という新たな視点から光をあてた、意欲的な研究である。</p> <p>本論文の最大の特徴は、帝国日本による台湾植民地支配の開始(1895年)から台湾公娼制の確立(1906年)に至るまでの時期について、近年利用可能になった基本史料「台湾総督府公文類纂」を精査し、関係法令を網羅的に収集・分析して、きわめて信頼度の高い基礎研究を行っている、という点である。本論文は、この方面の今後の研究の基礎を築いた業績として、高く評価される。</p> <p>本論文第1章では、新領地台湾を接収する過程で日本軍の軍人・軍夫による性暴力事件が頻発したことで、買売春を通じて彼らのあいだに性病が蔓延したことが、支配当局に公娼制の導入を急がせる要因となった、ということが明らかにされている。史料制約の大きい軍政期および民政移行直後を扱うにあたっては、「公文類纂」や「後藤新平文書」に加えて地方新聞を含む内地の新聞が広く利用されており、説得力の高い叙述となっている。</p> <p>第2章以下では、台湾公娼制を基礎づけた3つの主要な法令である「貸座敷及娼妓取締規則」(第2章)・「娼妓検診及治療規則」(第4章)・「貸座敷区域指定」</p>			

(第5章)の網羅的な収集と徹底した分析に基づいて、登録制(第2章)・強制性病検診治療制(第4章)・集娼制(第5章)という複数の側面から、台湾公娼制の確立過程が跡づけられており、そのような作業を通じて、植民地台湾における買売春管理体制全体の構築過程が明らかにされている。また、第3章では、公娼制が最初に導入された台北県の事例に即して、これまで知られていなかった植民地台湾における公娼制導入の最初の局面が実証的に明らかにされている。

この論文の成果としては、(1)支配当局が台湾植民地支配の最初期の段階から性病蔓延の防遏を緊要な課題と捉えその手段として公娼制の導入を検討していたことを明らかにしたこと、(2)各地方官庁ごとに逐次なされていった公娼制の導入過程を地域差や時間差も含めて包括的に明らかにしたこと、(3)公娼制のもとで売春行為を公認されていた娼妓のみならず、密売淫者や芸妓酌婦も含めて、買売春管理体制の全体像を明らかにしたこと、そして、(4)台湾公娼制は在内地人社会を性病から守ることを主要な目的としており、支配当局は本島人社会の買売春には消極的のしか対応しかつたことを明らかにしたこと、などを挙げるができる。また、植民地医療史・衛生史という文脈でいえば、急性伝染病に偏るかたちでなされてきた従来の研究に、慢性伝染病のなかでもとくに上げられることの少なかった性病の研究をつけくわえて新生面を開いたという点も、高く評価されよう。

本論文では、1920年代初頭に本島人社会の買売春の一部をも政策対象としていくかたちで植民地台湾の買売春管理体制が再編されたという重要な指摘がなされているが、台湾公娼制の確立過程を中心とする本論文では、指摘のみにとどまっいて、その歴史的意義については十分に論じられていない。また、研究の重心が日本支配初期の買売春に関わる法令を収集・分析するという基礎的作業に置かれているため、公娼制を中核とする買売春管理体制の構築が帝国日本による台湾植民地支配政策全体のなかでどのような位置を占めていたのかについても、十分に展開されていない。このように本論文には不満の残る点もあるが、これらの問題は著者自身が本論文の末尾で今後の課題として挙げている点でもあり、今後の研究の進展のなかで解決されていくと期待される。

以上の通り、本研究は、史料の博搜と綿密な分析に基づいて、公娼制を中核とする買売春管理体制の構築という新たな視点から、植民地期の台湾史について重要な知見を加えたものとして価値ある集積であると認められる。よって、本審査委員会は、学位申請者の張曉旻は、博士(学術)の学位を得る資格があると認める。

なお、著者は、次の論文を公表している。

- (1)「植民地台湾における公娼制の確立過程(1896年-1906年)—「貸座敷・娼妓取締規則」を中心に—」、『現代台湾研究』第34号、2008年9月、1~25頁。査読付き。
- (2)「植民地台湾における公娼性導入過程の実証的解明—1896年の台北県を事例として—」、『国際文化学』第21号、2009年9月、1~17頁。査読付き。
- (3)「植民地台湾における公娼制導入の背景—軍政下の〈性〉問題を手がかりとして—」、『日本文化論年報』第13号、2010年3月刊行予定。